

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年10月23日（水）10：50～12：15

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 渡邊課長補佐、高橋課長補佐

実用炉監視部門 小坂企画調査官

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官

専門検査部門 澤田原子力規制制度研究官、村尾企画調査官、尾崎検査技術専門職

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 副長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 課長 他1名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 副長

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 副課長

関西電力株式会社 原子力事業本部 品質保証グループ マネジャー 他3名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力設備グループ 担当副長

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 設備保全グループ 副リーダー

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力設備グループ 副長

日本原子力発電株式会社 発電管理室 プラント管理グループ 課長

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長

原子力エネルギー協議会 部長 他4名

5. 要旨

(1) 原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）から、配布資料（1）に基づき、現在パブリックコメント対象となっている「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品質管理基準規則」という。）及びその解釈第48条（機器等の検査等）に係る検査の独立性に関して修正意見があった。原子力規制庁から、品質管理基準規則で使用できる用語については、用語の統一や実用炉以外の施設への適用などの制約もあるため、解釈でできるだけ理解しやすくすることを説明し、実用炉以外の施設も包含した修正提案があれば、パブリックコメントとして意見を提出してもらいたい旨回答した。また、品質管理基準規則に規定する検査の独立性は、使用前事業者検査等の信頼性を確保するために求めているものであり、その方法は事業者によって異なるため、品質管理基準規則及びその解釈では個別具体的な記載はしないが、保安規定の職務権限とも整合した形

で説明ができることが必要である旨を説明した。

- (2) A T E N A等から、配布資料(2)に基づき、安全重要度が低い設備等に対する検査の内容に応じた検査体制(検査員の独立性の程度)に関する事業者の考え方について説明があった。原子力規制庁から、品質管理基準規則では使用前事業者検査等に関して、検査の独立の程度ではなく、検査の独立の確保を求めていることを説明し、具体的な検査の体制として、事業者の状況によっては助勢員などの活用も考えられるが、事業者として検査の独立と信頼性を確保する体制の整備を求めた。

## 6. 配布資料

- (1) 法令類の整備(第二段階)で提示された法令類に関する事業者意見について(A T E N A 資料)
- (2) 事業者検査の独立性確保(検査員の独立性の程度)について(A T E N A 資料)